

「県議会との連携にかかる市町議会ヒアリング」結果概要

議会改革諮問会議では、三重県議会の議会改革の取組を検証する一環として、広域自治体議会の重要なパートナーである市町議会の意向を把握するため、諮問会議委員によりヒアリングを行い、その結果を次のとおり取りまとめました。

平成22年3月16日

三重県議会議会改革諮問会議

会長 江藤俊昭

1. 日時・場所・対象

月日	時間	会場	圏域	構成市町議会
1/20 水	16:00～17:30	名張市役所	伊賀	名張市
1/21 木	9:00～11:00	伊賀市役所		伊賀市
2/24 水	9:00～10:30	尾鷲市役所	東紀州	尾鷲市、紀北町
	12:45～14:00	奥伊勢広域 行政組合	伊勢志摩 中南勢	大紀町、南伊勢町、大台町
	14:30～15:30	玉城町役場		玉城町、度会町
	16:00～17:00	多気町役場	中南勢	多気町、明和町
2/25 木	9:00～10:30	桑名市役所	北勢	桑名市、木曾岬町

<選定基準> H20に県議会と交流実績のある名張市議会と伊賀市議会を先行して調査本来は全市町議会を対象とすべきであるが、今回は限られた期間で概略を把握する調査とするため、県内5圏域ごとに1県議会議員選挙区を選定する複数定員の選挙区でいろいろなパターン(市のみ、郡のみ、市と郡)を選定する事前の日程調整により参加可能な市町議会を対象とする

2. 聴取委員

廣瀬克哉氏(法政大学教授)

3. 参加議員数

計39名

名張市4、伊賀市4、尾鷲市4、紀北町2、大紀町2、南伊勢町2、大台町2、玉城町5、度会町5、多気町2、明和町1、桑名市3、木曾岬町3
各市町議会の正副議長を基本とし、それぞれの判断により各委員長等を追加。

配付資料

三重県議会議会改革諮問会議の概要

三重県議会の議会改革にかかる各種調査の結果概要（その１）

三重県議会における広聴広報の取組概要

地方自治関係について県と市町が連携する組織の概要

三重県議会における議会改革の取組概要「分権時代を先導する議会を目指して」

ヒアリング項目

県議会と市町議会との連携についての意見

県議会と市町議会との今後の連携のあり方に対する意見、要望

- ・住民ニーズの把握、地域課題の共有など
- ・県議会との交流会を開催する場合、公開あるいは県民の傍聴はどうか

地元選出県議会議員と市町議会との連携のあり方に対する意見、要望

地元選出県議会議員の地域での活動についての意見、要望

- ・県議会での活動が忙しくなり地元選出県議会議員と地域の距離がひろがっているとの声もあるようだがどう捉えているか

平成 20 年度に実施した三重県議会との意見交換についての評価

（伊賀市議会と名張市議会のみ）

三重県議会の議会改革についての認識

- ・県議会改革の特徴をどうとらえているか
- ・市町議会と比較して県議会改革の成果についてどう評価するか
- ・県議会改革の取組の中で貴市町議会が参考にできる内容はるか

上記の他、市町議会として今後の県議会に期待、要望すること

< 補足項目 >

市町議会における開かれた議会の取組

- ・どのような広聴広報活動によって住民ニーズの把握や議会への反映等を行っているか

ヒアリング結果の概要

39名の市町議会議員の方々からいただいたご意見を整理し、次の項目ごとにまとめました。

- 1 県議会と市町議会との連携の在り方について 4 頁
 - (1) 現状認識
 - (2) 交流・連携の必要性
 - (3) 交流・連携の対象範囲（県議会側）
 - (4) 交流・連携の対象組織（県議会の組織）
 - (5) 交流・連携の相手方の範囲（市町議会）
 - (6) 交流・連携の頻度
 - (7) 交流・連携すべき内容
 - (8) 交流・連携の実施方法、結果反映

- 2 地元選出県議会議員と市町議会との連携の在り方について 9 頁
 - (1) 現状認識
 - (2) 交流の必要性
 - (3) 交流の相手方（県議会議員）
 - (4) 交流内容
 - (5) 交流方法

- 3 地元選出県議会議員の地域での活動について 11 頁
 - (1) 地域での活動は不十分である
 - (2) 個人的なつながりはある
 - (3) 政党によるつながりはある
 - (4) 特定地域（旧市町村単位等）でのつながりはある

- 4 平成 20 年度に実施した県議会との交流についての評価 13 頁
 - (1) 県議会の自己満足ではないか
 - (2) 議会改革を学ぶ良い機会となった

- 5 三重県議会の議会改革についての認識 14 頁
 - (1) 二元代表制を意識した内部の権限争いに過ぎない
 - (2) 地域や住民との関わりは薄く成果も見えない
 - (3) 県議会改革の内容を知らない
 - (4) 参考となる取組もある
 - (5) 県議会議員の定数や報酬を削減すべきではないか

- 6 上記のほか今後の県議会に期待、要望すること 17 頁
 - (1) 県（議会）は広域自治体としての役割を果たしてほしい
 - (2) 議会の役割を住民に周知してほしい
 - (3) 議会や議員の在り方について
 - (4) 個別地域課題の要望に対しきちんと対応してほしい

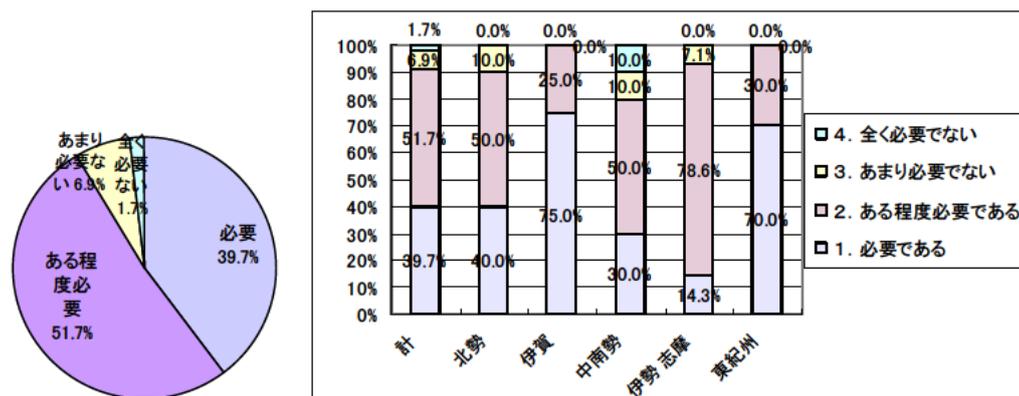
1. 県議会と市町議会との連携の在り方について

(1) 現状認識

- ・ 近隣市町議会との連携はあるが、県議会との関わりはない。
- ・ 県行政には市議会として予算要望もしているが、県議会にはしていない。
- ・ 政党のつながりで年1回、松阪市と多気郡から選出の県議会議員と交流がある。県事業の進捗状況の確認や地元要望を上げており、有効な場となっている。
- ・ 各地域で取りまとめた要望事項を町村議会議長会から県議会へ毎年出している。
- ・ 個々の議員同士はつながりがあっても、議会としてのつながりはない。
- ・ 今の県議は口利きがいけないとのことで、地元からの要求・要望が難しい。
- ・ 町議会と県議会議員との交流はない。
- ・ 以前は広域圏で県議会議員との交流機会があったが、今は無い。
- ・ 県議会との交流はなく遠い存在。
- ・ それぞれの後援会とは話をするが、県議会との連携はまったくない。
- ・ 県と市の情報交換の場は全く無い状況であり、市行政が県の状況を調べている。

(2) 交流・連携の必要性

【参考】29市町議会アンケート結果



<交流が必要とする意見>

- ・ まず、県業務と市業務との整理が必要であり、どう交流するかは難しさがあるものの、県議会との交流は必要である。
- ・ 交流を継続して住民にとってプラスとなるよう、成果を出していくことが大事。
- ・ 定期的に会合を持つべきであり、システム化が必要。
- ・ 県行政は、市行政に地域の意向を聞いて対応しようとしているが、市行政が地域ニーズを把握しているとは限らない。首長にだけ聞いていてもダメ。
- ・ 何回も相互に話し合う機会が必要。継続していかないと成果には結びつかない。
- ・ 意見書の採択は政党の縛りがあるため、定例会を開催する前に県議会と話し合いをし、情報共有しておく必要がある。
- ・ 議員個人や政党・会派の活動ではなく、県議会の組織として対応していかないと、政策論争にはつながらない。
- ・ 県議会の状況も知りたいと考えており、県議会との交流は必要。
- ・ 政党などに拘らず枠組みを外した議論が必要で、地元選出議員にも来てほしい。

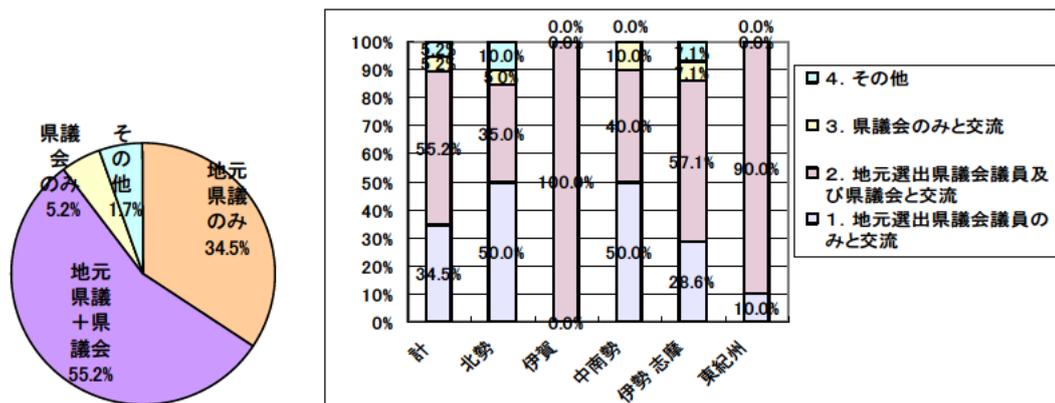
- ・政党(政権)をどうするかではなく、地域をどうするかという視点が大事ではないか。
- ・2/12のような交流会を何度か重ねていく必要がある。もう少し交流の機会はほしい。懇親会があればざくばらんに意見交換できる。

<交流は不要とする意見>

- ・県内各圏域の実情に応じた施策を進めてこそ、県議会の意義がある。それもできないのに県議会と意見交換を行っても意味が無い。
- ・町議会の役割は、上部組織に対して要望事項を出すことであり、これは既に町村議会議長会がその役割を果たしている。よって、さらに県議会と交流する意味はない。
- ・目的を明確にしないと交流しても意味が無いし、何を議論するのか分からない。
- ・県議会の命令で津へ行っただけ交流する必要性があるのか疑問である。
- ・自民党の政党間で十分な交流があり、県議会と交流する意義はない。
- ・県議会との交流がどのようなメリットがあるのか分からない。

(3) 交流・連携の対象範囲(県議会側)

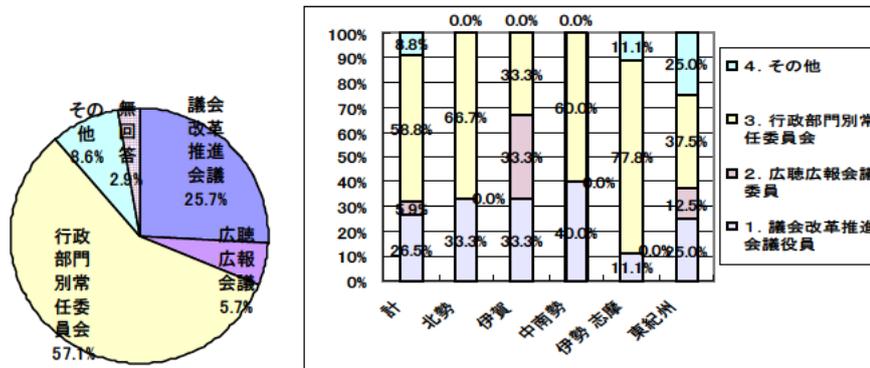
【参考】29市町議会アンケート結果



- ・地域の抱えている課題に違いがあるため、県議会との交流よりは地元選出県議会議員との交流が重要と考える。
- ・全ての県議会議員と話をするのは難しい。
- ・特定政党以外の議員が入ると本音の話しができず、主義主張がかみ合わないため無駄である。国政に関係し政策の方向性が一致するもの同士で交流すべきである。

(4) 交流・連携の対象組織（県議会の組織）

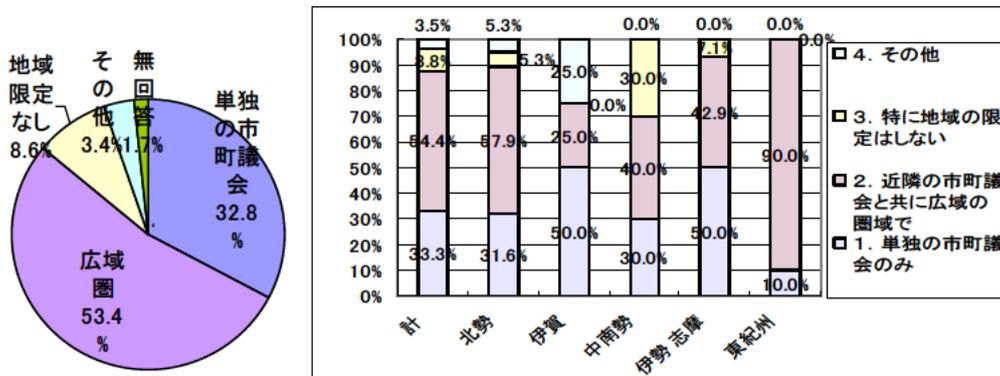
【参考】29 市町議会アンケート結果



- ・テーマ性のあるものについては、県議会常任委員会に対応してもらえると影響力がある。地域選出議員のみとの連携では対応に限界がある。
- ・テーマによっては、地域選出の県議会議員と市議会の常任委員会とで連携していくことも必要で、人数的にも議論しやすいのではないかと。

(5) 交流・連携の相手方の範囲（市町議会）

【参考】29 市町議会アンケート結果



<広域圏で>

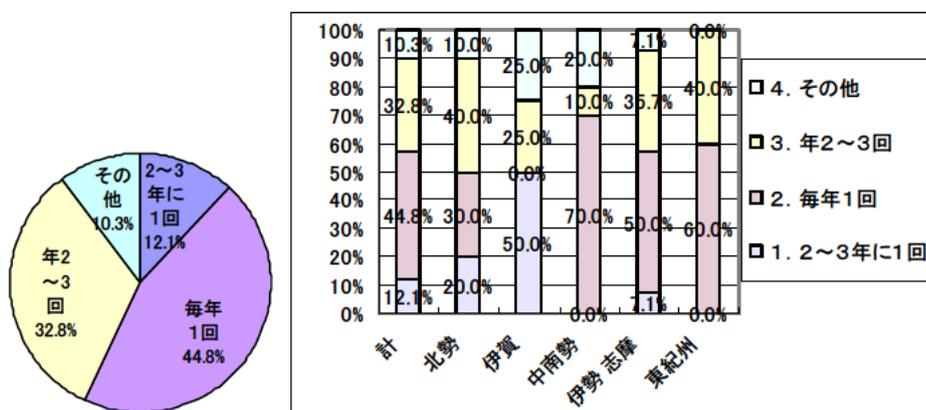
- ・広域エリアでの連携は現実的であり、関係する地域が寄って共通テーマで議論し共有することは大事。
- ・共通した課題を持った広域圏で交流するほうが良い。
- ・地元選出県議会議員だと言にくい場合もあり、他地域選出の県議会議員も含め広域圏で交流した方がよい。
- ・地元選出以外の県議会議員の意見も聞きたい。
- ・15 町単位でなく、もう少し広域圏で交流した方がよい。
- ・複数の市町議会の交流をして地域課題の整理しないと、個別でやりとりしては対応が難しくなる。むしろ整理するなかで県議会との議論がしやすくなる。
- ・県議会議員が地域選出であれば、地域のことに関心してほしいが、そうもいかないもので、せめて5ブロックごとの状況を把握して検討してほしい。

<29 市町議会単位で>

- ・議員として住民と直に接するのは、政党による制約など限界があるため、29 市町議会ごとに県議会と政策議論をしていくべきではないか。
- ・今後は、町議会に来てもらって県議会議員と話ができると良い。
- ・地元選出の議員に拘ると地域のことしか議論できなくなる。
- ・東紀州はモザイク社会。尾鷲や熊野、紀伊長島や海山ではそれぞれ独立した生活圏を形成しており、実態に応じた対応が必要。

(6) 交流・連携の頻度

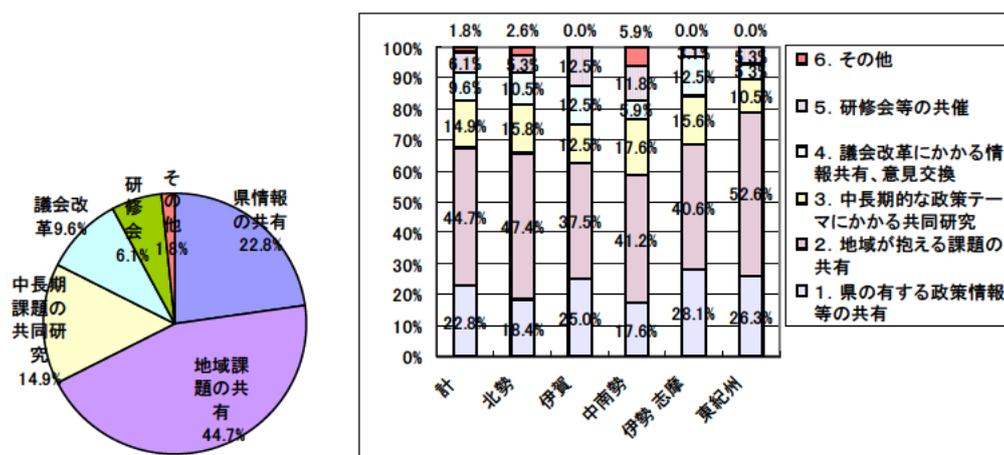
【参考】29 市町議会アンケート結果



- ・年1回だけ交流しても意味が無い。年4回くらいは必要ではないか。

(7) 交流・連携すべき内容

【参考】29 市町議会アンケート結果



<地域課題や住民ニーズの共有>

- ・県議会議員は、地元のことだけでなく全県的な視点から考えて行動すべきだが、まずは地域の事情を知ってほしい。
- ・政党や会派の縛りをなくして、地域共通の課題について話し合っていく必要がある。

- ・まずは地域課題について共有したい。
 - ・県議会で議論すべき地域の課題について定期的に話し合うべき。
 - ・県立博物館について県政報告をされても、遠隔地の住民は利用しないので関係ない。
 - ・県全体としてどんな課題があるのかを、(地域選出議員だけではなく)県議会としても把握する必要があるのではないか。
 - ・生活に関わることの大半は市関係のため、市民との関係は市議会が窓口となり、県議会へ伝える役割が必要。
- < 県政策情報・先進情報の共有 >
- ・圏域外の地域と共通した課題があれば、橋渡し役もしてほしい。
 - ・情報の共有が必要であり、県議会議員が何を考えているのかも知りたい。
 - ・県議会がどのように考えているかを知りたい。
 - ・県議会から政策情報が入ってこない。例 - 県条例の改正など
 - ・市行政は、県が言っているからと言い訳して逃げてきたが、県は各自治体が判断すべきことと言われる。事実を県議会を通じて確認する必要もある。
 - ・先進的な取組情報の共有をしたい
- < 中長期的なテーマの共同研究 >
- ・市町ごとに施策の特徴があるので、中長期的なテーマについて共同研究していくことも大事。例 - 中心市街地の空洞化
 - ・短期的なことだけでなく、中長期的なことを取り上げる必要もある。
 - ・県全体では地域課題が多様であるが、鳥獣害のように多くの地域に共通した課題を議論していったらどうか。
- < 研修会 >
- ・研修会の共催は、テーマにより参考となることもあり得る。

(8) 交流・連携の実施方法、結果反映

- ・何度も寄る時間がなければ書面で対応し、詳しくは会合時にやり取りすればよい。
- ・交流した結果をどう政策として取り上げていくか、民意の汲み上げ方工夫し明らかにする必要がある。
- ・町議会から求めていかないと、県議会(議員)との交流は進まない。
- ・5圏域の地域振興委員会を設置して、圏域ごとの経済状況などの格差を把握し、振興策を検討していったらどうか。この検討を行う中で、市町議会が参加していけばよい。

(9) その他

- ・県職員による出前トークの方が地域などの制約もなく、有意義である。
- ・市町議会議員の代表が県議会議員になった方がよいのではないかと。

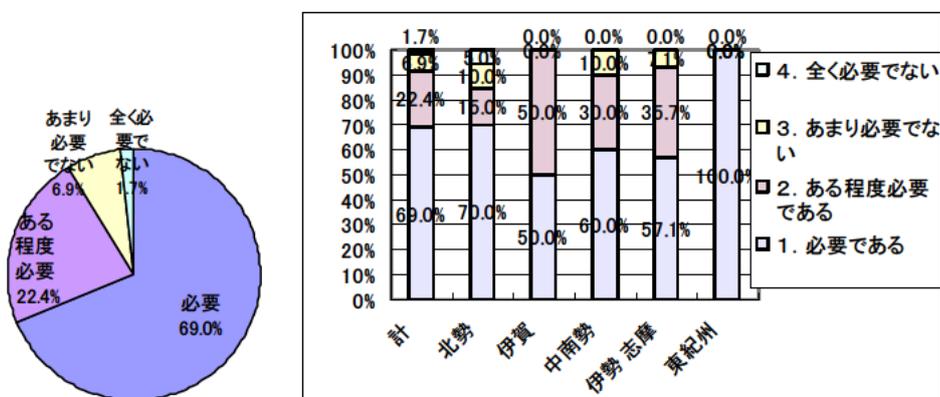
2. 地元選出県議会議員と市町議会との連携の在り方について

(1) 現状認識

- ・ 国会議員とは直接話をする機会が年数回あるが、県議会議員とは無い。
- ・ 県議会へ要望を上げてても一方通行になることが多い。
- ・ 県議会議員に意見を言う機会もない。
- ・ 県の状況を直接聞きたいが、身近なところに県議会議員がいないと遠い存在となる。
- ・ 投票した人には意見が言いやすいが、そうでない人には難しい。
- ・ 国政が変わったため、従来の自民系議員からの陳情・要望がどれだけ通用するか心配。

(2) 交流の必要性

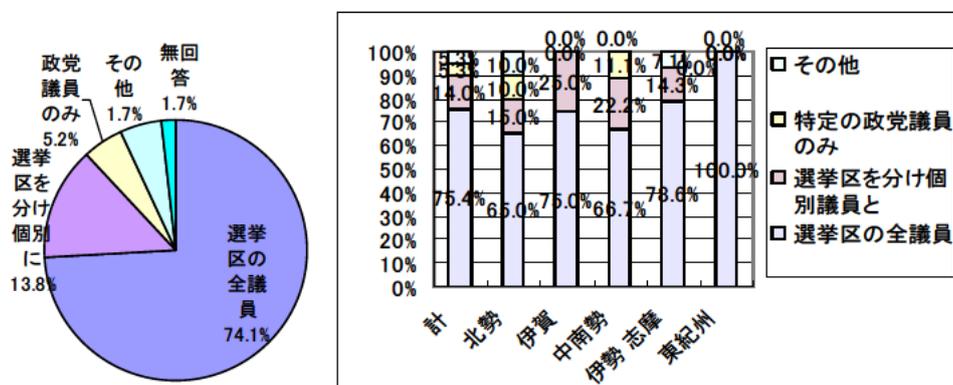
【参考】29市町議会アンケート結果



- ・ 県議会は小選挙区制なので、他地域の人では話が難しいと考える。このため、まずは地元選出の県議会議員と交流するの必要があり、そこから広げていけばよい。
- ・ ぜひ、県議会議員との交流はしたい。
- ・ オープンな場で県議会議員の報告が聞ける機会があればよい。
- ・ 県議会議員は、全市町議会議員と意見交換してはどうか。
- ・ 定期的な交流の場が必要。これがないと地域課題の共有もできない。

(3) 交流の相手方(県議会議員)

【参考】29市町議会アンケート結果



< 政党の枠組みを超えた連携、選挙区全議員との交流を >

- ・ 政党の枠を超えて連携することが大事で、地域選出議員が一堂に会した方が良い。
- ・ 政党・会派を背負っていると、互いに活動が制約されてしまう。
- ・ 議員個人の連携では政党や会派の縛りがあり、制約されてしまう。
- ・ 政党・会派で分かれてしまうとだめで、全員での交流が必要。
- ・ 党派関係なく交流が必要。
- ・ 政党による色分けがされ、議員個人の対応となりがちだが、選挙区から選出されている議員全員と一緒に交流すべき。
- ・ 高速道路ができることにより、県議会の活動も東紀州全体で考えていく必要がある。

< 特定政党議員のみで交流を >

- ・ 某町議会議員の半数は自民系なので、政党の議員間で十分な関係が構築できている。
- ・ 町議会の段階では、政党色を出した活動はできないが、自民系無所属が多いため、超党派で交流できるわけではない。

(4) 交流内容

- ・ 地域の課題について地元選出の県議会議員は関わってほしい。ただし、どのような関わり方が良いかは検討が必要。
- ・ 県議会議員に県全体の話をしてもらっても地域には関係ない。地域に関わる事項での情報提供や検討をしてほしい。
- ・ 首長もどの県議会議員に言ってよいかわからない。
- ・ 県議会議員は地域の課題を理解しているのか疑問。
- ・ 本来は、地元の声を聞いて対応してほしい。机上の学習会だけではダメ。
- ・ 意見を言っても聞きっぱなしで、フィードバックは特定の人にしかされていない。理由を話してもらえれば地域へも説明できる。

(5) 交流方法

- ・ 地域選出の全県議会議員と公開討論会をしてもよい。
- ・ 市議会として県議会議員を招聘することも今まで無かった。
- ・ 38 地区の市議会報告会の中で、県議会議員に聞いてほしいことも多々ある。
- ・ 市議会報告会は、住民の意見や地域課題を把握する絶好の機会となる。
- ・ 市内 14 地区で地域づくり委員会と市長とが地区懇談会を実施しており、市民から地域課題が意見として出される。
- ・ 近隣市町議会が合同で地域選出県議会議員を招聘して交流を行ったが、自ら積極的に行っていないという感覚は無かった。
- ・ 県議会議員に町議会のビデオでも見てもらえれば、状況は把握できるのではないかと。

(6) その他

- ・ 一方的な県政報告会をしてもらっても聞いているだけになる。
- ・ 地域の細かいことまで県議会議員がするのはなく、もう少し広域的なこと、全体的なことに取り組み、大所高所から助言してほしい。

3．地元選出県議会議員の地域での活動について

(1)地域での活動は不十分である

<国会議員は報告会をしている>

- ・国会議員は報告会を年1～2回しており、市議会議員は有志で参加している。しかし県議会議員はそのような活動をしていない。
- ・国会議員は地域の聞き取りをし、市町議会議員は地域の詳細な状況把握をしているが、県議会議員は何もしていない。

<選挙のときだけ>

- ・顔をよく見るのは選挙のときだけ。
- ・選挙のときしか地域での活動をしていない。
- ・選挙の票取りでいい事ばかり言ってもだめ。
- ・県南部や一次産業の活性化を選挙時には言うものの、それっきり。

<行事等で名前をPRするだけ>

- ・行事ではあいさつをするのみで、地域での活動はほとんど見られない。
- ・県議会議員は地元の行事には顔を出すのが、住民は県議会議員とは接していないと感じている。住民と県議会議員との馴染みは薄く乖離している。
- ・行事の際に祝電やメッセージを出して、自分の名前を売ることには熱心。
- ・市議会議員のブログを見て、地元への参加要請があるが、逆ではないか。
- ・せいぜい地域のイベントに顔を出すだけ。
- ・以前は、県議会議員が地域との話し合いをしていたが、今は行事のときに顔を出すだけで地域との関わりは薄い。

<意識が課題ではないか>

- ・地域の実情を認識して対応しているのか疑わしい面がある。
- ・まず、県議会議員の意識改革が必要で、本来は地元を目を向けるべき。
- ・県議会議員は、上から目線の対応ではいけない。
- ・地域の実情を把握しようとする気が無いとしか考えられない。
- ・県議会議員は住民と接しないと意識が変わらない。
- ・議員の質を高める必要があり、議員になってからの努力が必要。
- ・議員個々の資質も課題と考える。
- ・日常的な住民とのつきあいもなければ、責任追求されることもない。そのことが余計に地域との関わりを希薄にしている。

<その他>

- ・市議会議員ですら、県議会議員が何をしているか分からないと言う。
- ・住民と県議会議員との関係は希薄と感じる。県議選の投票率も低く、住民の県議会への関心は薄い。
- ・地元から県議会議員が選出されていても、話をする機会はない。
- ・県議会議員と町議会議員が意見交換することはなく、要望を上げるだけ。
- ・県議会に予算決定の影響力があつたときは地域とのつながりがあつたが、それがなくなつたので遠退いた。
- ・県議会議員は地域の事情を把握しているとは思えない。

- ・ 県議会議員が地域へ出向いて地域の話聞くべき。
- ・ 県議会議員が地域から選出されておらず、意見を言える機会が無い。
- ・ 地元選出県議会議員からは議長が選出されておらず、力不足を感じている。

(2) 個人的なつながりはある

- ・ 議員の個人的な交流は年数回ある。
- ・ 議員個人としてのつながりは一部である。
- ・ 元市議会議員の県議会議員とは意思疎通がとれている。
- ・ 利害関係のある人は県議会議員を利用してつながっている。

(3) 政党によるつながりはある

- ・ 政党所属議員の間では十分な交流がある。
- ・ 党県議会議員には、できるだけ報告会をしてもらっており、よい勉強の場にもなるし身近に感じている。
- ・ 議員には日頃お世話になっている。

(4) 特定地域(旧市町村単位等)でのつながりはある

- ・ 何かあったら 議員を呼んで話を聞いてもらっている。
- ・ 議員には県執行機関とのつなぎ役をしてもらっている。
- ・ 議員は自分で広報紙を手渡しており、直下に話をできる機会がある。
- ・ 2人の県議会議員が選挙区をエリア分けしているが、せめて選挙区全体のことを考えて行動してほしい。

(5) その他

- ・ 住民が関心を持つのは市町議会。
- ・ 県議会議員でも個人差があり、選挙区外の方でも熱心に取り組んでくれる人もいる。

4 . 平成 20 年度に実施した県議会との交流についての評価

< 平成 20 年度の交流概要 >

「三重県自治体議会交流連携会議」

日時：平成 20 年 8 月 26 日 14 時～ 場所：伊賀市

参加：伊賀市議会 8 名、名張市議会 7 名、県議会 8 名、計 23 名

内容： 県政にかかる意見交換「地域医療」

議会改革にかかる情報交換

(1) 県議会の自己満足ではないか

- ・伊賀地域の課題について意見を聞いてもらえただけで、それに対する回答がなく、交流をしたという県議会の自己満足で終わってしまっている。
- ・交流会で、いろんな意見を出したが、その後どう考えているのか分からない。
- ・地元要望のガス抜きに来ているという印象を持った。

(2) 議会改革を学ぶ良い機会となった

- ・県議会の議会運営のしくみや議会改革について、学ぶ機会にはなった。

(3) その他

- ・2市合同で実施したため、伊賀広域の課題がテーマとなった。

5 . 三重県議会の議会改革についての認識

(1)二元代表制を意識した内部の権限争いに過ぎない

- ・ 執行機関と権限争いをするのが二元代表制ではない。
- ・ 内部改革をどれだけ進めても、実態が伴わなければ住民や地域への実感がわかない。
- ・ 同じ議会基本条例でも、市議会は市民の方を向いた内容だが、県議会は議員の身分を確保し、二元代表制を意識している。
- ・ 市議会では、議会が市民に見えて、市民が参画できる議会を目指しており、市長と同等の権限がほしいわけではない。
- ・ 北川前知事による行政改革の強い影響を受けて取り組まれたものと認識している。
- ・ 県議会は二元代表制を意識した活動に力点が置かれている。
- ・ 県議会改革の二元代表制には感銘を受けたが、あくまで国政のまねであり、市議会には参考にならない。
- ・ 形だけで仕組みを作っても実態を伴っておらず、県民のための議会改革ではない。知事に注文をつけているに過ぎない。
- ・ 県議会は知事が大きな権力を握っているので、県議会は二元代表性を意識しているのだろう。

(2)地域や住民との関わりは薄く成果も見えない

- ・ 県議会改革が地域や住民には見えてこない。
- ・ 県議会の改革は、地域での活動が無い。
- ・ 県議会だけ改革をしても、市町への恩恵はない。
- ・ 県民にとってメリットのある議会改革であるべきで、議員だけよくなってもいけない。
- ・ 議会基本条例の成果を県民に報告しないと、自己満足で終わってしまう。
- ・ 県の細かい事業にだけ目を向けるのではなく地域の実情を踏まえた活動が必要である。
- ・ 行政への政策提言や議会での議論には、県民との関係で議論できる場を確保する必要がある。
- ・ 議会での会議ばかりでなく、現場で県事業の実施状況も把握すべきではないか。
- ・ 政策立案の当初の段階から議論をオープンにしてほしい。

(3)県議会改革の内容を知らない

- ・ 県議会の議会改革の内容が市議会では分からない。まず知らせてもらえる機会が必要。
- ・ 議会基本条例によって何が変わったのか、民意を反映した条例検討であったのかが疑問。
- ・ 県議会の議会改革の内容はあまり知らない。制度改革（会期の見直し等）していることは知っていても、その効果までは分からない。
- ・ 改革の成果は市議会議員には伝わってこない。せめて、議会事務局には情報を流してほしい。
- ・ 町議会として議会改革について勉強する機会が無い。
- ・ 県議会の改革といっても内容を聞く機会はいまだない。
- ・ 県議会での活動状況が地域では分からない。インターネットが発達しても状況は伝わってこない。

(4) 参考となる取組もある

- ・ 附属機関を設置し、第三者による評価をしていることは評価できる。
- ・ 第三者評価のしくみは評価できる。
- ・ 会期等を見直したことも評価できる。
- ・ 情報公開が進んだと評価している。市議会ではインターネット配信や委員会の中継をしたくても財政面の課題があり実施が困難。
- ・ 予算決算常任委員会の取組については参考になっている。

(5) 県議会議員の定数や報酬を削減すべきではないか

- ・ 定数削減や政務調査費も減らしておらず、議会費の使途の成果も見えてこない。
- ・ 県議会は議員定数を削減せず、報酬も下げていない。
- ・ 町議会は定数削減や報酬引下げもしている。
- ・ 合併で市町村議会議員は定数を削減したのに、県議会がしていないのはおかしい。
- ・ 合併してエリアの広い町議会としては議員数を減らす代わりに歳費を減らしている。
- ・ 県議会議員が51名も必要なのか。削減すべきではないか。
- ・ 市民にとっての議会改革は定数削減や報酬削減だが、県議会では検討していない。
- ・ 道州制になれば県議会は不要であり、議員数ももっと少なくてよい。
- ・ 県議会議員選挙のあり方（選挙区や定数）も自分たちで勝手に決めているが、生活実態に応じた検討をすべきではないか。

(6) その他

< 市町議会の方が取組が進んでいる >

- ・ 市議会の方が進んでいる部分もある。旧態依然としていたところが改革して評価されただけではないか。
- ・ 市議会では、県議会のように質問や口述書を作ってもらうようなことはしていない。
- ・ 市議会議員の方が県議会議員よりもよほど活動している。
- ・ 市町議会では首長と対峙した活動を以前からしている。
- ・ 町議会では本会議で活発な議論をしており、県議会よりも進んだ取組をしている。
- ・ 市議会では議会基本条例も検討していく予定だが、理念だけでなく中身の伴うものにしていく。

< もっと活発な議論を県議会ですべきではないか >

- ・ 県議会の一般質問は、答弁の読み上げで終わってしまっている。もっと活発な議論をしてほしい。
- ・ 一般質問をしても執行機関の対応は変わっていないのではないか。

< 議員活動に制約のある改革はいかがなものか >

- ・ 会期の見直しによって、議員を拘束してしまうのが良いのか。市議会議員は兼業者が多いため、このようなことはできない。
- ・ 会期の見直しをした結果、地域活動に制約が出ているというのはいかがなものか。

< その他 >

- ・ 県議会だよりを読んでも内容が難しくて分からない。一般県民はなおさら理解していないのではないか。字も小さいし、地元のことはあまり掲載されていない。
- ・ 県議会の広報のあり方を検討すべきではないか。
- ・ 県の行政抜きには何もできないが、県議会は無くても何も困らない。だから町議会としても感心が薄い。
- ・ 議会活動が活発になれば議会経費が増加しているのではないか。
- ・ 議員間討議の充実というが、議論し過ぎると少数意見が潰されるのではないか。

6．上記のほか今後の県議会に期待、要望すること

(1) 県(議会)は広域自治体としての役割を果たしてほしい

<各圏域のバランスある発展を>

- ・ 5 圏域の特性を生かした検討を県議会としても進めてほしい。
- ・ 県は北勢中心に目が向いており、過疎地域への配慮や地域振興は進まない。過疎地域が抱える課題を直接聞いてもらえる機会がほしい。
- ・ 県は津を中心に物事を見ており、県南部のことなど理解していない。地理的感覚が無いとしか思えない。

<暮らしのセーフティネットの構築を>

- ・ 県は、生活のセーフティネット(医療、福祉、教育など)を構築できるよう配慮してほしい。
- ・ 市町ができないことを県が補完すべきだが、県はセーフティネットの役割も果たしていない。県の役割を検討すべきではないか。
- ・ 市民病院と民間病院との合併が破綻したのは、県の地域医療再生交付金が不十分なため、県に対する不信感がある。地域医療の確保は県の業務のはずだが何もしておらず、県立病院の議論しかしていない。まず県の役割が何なのかを認識してもらう必要がある。
- ・ 若年人口が愛知県へどんどん流出しているが、これは児童福祉や医療など住民への行政サービスの格差によるもの。隣接県の 病院へ毎年多額の協力金を支出しているが、圏域ごとの医療サービスについては県が確保すべきもの。とくに県境を跨ぐような問題は、県による調整が必要である。
- ・ 高等学校の再編が進むと、生活圏のエリアでは通えなくなる。費用対効果だけで学校再編をしてはいけない。
- ・ 病院問題については、県立のものだけでなく町立のものも含めて検討すべき。
- ・ 県立病院のことだけを考えるのではなく、県全体の医療圏について考えるべきではないか。
- ・ 知事も病院問題については関心が薄い。県立病院で医師確保が困難というが、全国的な問題。各生活圏の状況を踏まえた対応が必要。

<市町の補完の役割を>

- ・ 小規模自治体で対応できることは限界があり、県は広域自治体としての役割を認識してほしい。
- ・ 地域のことは市町議会に任せてほしい。

<地域事情や民意を反映した取組を>

- ・ 県が地域の実情を把握する中で、県が先行して地域課題に対応すべきではないか。
- ・ 県の政策が大事で、県議会で議論する中で市町議会の意向も聞き取ってほしい。
- ・ 住民が何を望んでいるかを把握した県議会の活動をしてほしい。

<その他>

- ・ 中二階の県はいろんなことに関与してくるが、県が何かをしてくれるわけではなく、単に取りまとめているだけ。
- ・ 県はトンネル事業が多く、事業への責任がない。
- ・ R D F 問題も県は説明するだけで、責任がない。住民の意見も聞くべき。
- ・ 県合併を進め、県の財源や人材を市町へ移管すべき。
- ・ 県のトップダウンで物事を進めており、市町は県の下部組織との目線。

(2) 議会の役割を住民に周知してほしい

- ・ 県と市の両方が、市民に議会のことを知ってもらう取組をする必要がある。
- ・ 議員の存在を否定するような傾向があるが、地方分権時代だからこそ議会の役割は重要であり、それをどう市民に理解してもらうかが大きな課題。
- ・ 議会改革をPRしても、市民には理解されていない。議会の内容までは市民にはわからない。

(3) 議会や議員の在り方について

< 議員選挙の在り方 >

- ・ 県議会議員の選出は市や郡で区切るのではなく、生活圏で選出すべき。
- ・ 県議会は小選挙区制であり、これが邪魔をして特定地域のことしか考えていない。もっと全県的な視点が必要ではないか。
- ・ 地方議会議員は、自由な活動ができるよう無所属で立候補してほしい。

< 議員の身分や報酬の在り方 >

- ・ 市議会議員は、報酬が低いため(県議会議員の半以下) 専業ではやっていけない。これでは若い議員が出て育たない。
- ・ 通年型にして議員が働くのなら、議員待遇の改善が必要となる。
- ・ 議員報酬は、活動の実績を積み重ねながら、市民に理解を得て上げればよい。
- ・ 地方分権時代では、プロの政治家が育たないと対応できない。新人議員が多くを占めると、議会での議論や運営に課題が多いと感じる。

< 議会事務局職員の課題 >

- ・ 議会事務局の人事は重要。特に事務局長は 10 年間くらい居て、専門的な判断ができるようでないとい議会運営はやっていけない。
- ・ 議会事務局の人事は市長(執行機関)とも相談して決められるようにしたい。

< その他 >

- ・ 県議会議員は都市経営感覚を持って携わってほしい。企業集積エリアの設定などがバラバラで、アクセス整備が不十分なところでは渋滞も発生している。
- ・ 議会の決定に対し責任が及ばないと、総花的で現実的な対応ができない。
- ・ 県民のための議員であってほしい。自分のためであってはならない。
- ・ 県議会議員のおかげを感じたことは無い。
- ・ 農協理事は 10 年間の責任を負わされるが、議員にはこうした責任がないことが意識を希薄化させているのではないか。

(4) 個別地域課題の要望に対しきちんと対応してほしい

- ・ 市議会や住民からの意見が、県政への政策提言に結びついているのか疑問。
- ・ 県や県議会にも意見書を出したが対応はなく、意識の乖離を感じる。
- ・ 知事や県議会へ要望を出しても、対応結果の内容や考え方が分からず、毎年、出しっぱなしで今後の計画が分からない。
- ・ 15 町の課題・要望について、町議会議長会でも県議会に出しているが、要望事項を絞り

込んでいるので町独自のものは限定されている。また、要望事項はなかなか改善されておらず、毎年同じ事項を出している。

- ・ 要望事項については、予算審議の前に実施する必要がある。
- ・ これからは市議会から県議会へ意見や要望を出していく必要がある。例えば病院問題など。
- ・ 特定地域に影響を及ぼす県有施設の立地については、意思決定のあり方が上から目線で問題がある。
- ・ 特定地域プロジェクトについて、工事進捗に遅れがあっても、地域への説明がない。
- ・ 病院問題については、広域組合や市立のものも課題を抱えており、各圏域の状況にもっと関心を持って取り組んでほしい。
- ・ 過疎地域対策のため、漁業等の産業振興を図ってほしい。

(5) その他

< 県議会の報告会について >

- ・ 会派や政党の枠組みを超えて班編成した方が良い。その方が忌憚りの無い意見を言いやすいと考える。
- ・ まずやってみることが大事で、回数を重ねていくうちに成果が出てくる。

< その他 >

- ・ 事前に会議資料を配布し、議会で議論してから意見を述べたかった。
- ・ 米作の生産調整を国策として実施しているが、県議会はどう考えているのか。国に対して物を申していく必要がある。
- ・ 国防が甘く、拉致問題や竹島問題をどう考えているのか。県議会として取り上げて、国へ働きかけていくべきである。

参考資料

- 1．市町議会における広聴広報等の取組状況 21
 - (1) 今回調査対象の市町議会の状況
 - (2) 伊賀市議会における取組事例
 - (3) 四日市市議会における取組事例

- 2．三重県議会における広聴広報の取組状況 25

- 3．地方自治関係について県と市町が連携する組織の概要 26
 - (1) 三重県自治体代表者会議
 - (2) 三重県地方分権推進連盟
 - (3) 北勢地域自治体議員協議会
 - (4) 県と市町の地域づくり連携・協働協議会

- 4．県議会と市町議会の交流・連携の取組事例 28

1. 市町議会における広聴広報等の状況

(1) 今回調査対象の市町議会の状況

今回、調査を実施した市町議会の状況については、次のとおりです。

市町名	人口(人)	面積 (km ²)	議員定数(人)		広聴広報			
	国勢調査 H17		法定 上限値	条例 定数	議会 中継	広報紙 の発行	ホームペ-ジ	議会報告会等
桑名市	138,963	137	34	30	CATV	市広報	本会議録	
木曾岬町	6,965	16	18	8		議会単独		
伊賀市	100,623	558	34	28	CATV	議会単独	本会議録	議会報告会 (全議員) 出前講座
名張市	82,156	130	30	20		議会単独	本会議録	議会報告会 (有志)
多気町	15,793	103	22	18	CATV	議会単独		
明和町	22,618	41	26	14	CATV	議会単独		
大台町	11,099	363	22	16	CATV		本会議録	
玉城町	14,888	41	22	14	CATV	町広報	本会議録	
度会町	9,057	135	18	12	CATV			
大紀町	10,788	234	22	16	CATV	町広報		
南伊勢町	16,687	243	22	18	CATV	議会単独		議会報告会 (有志)
尾鷲市	22,103	193	26	16		議会単独	本会議録	地域懇談会 (有志、会派)
紀北町	19,963	257	22	22	CATV	町広報		

(2) 伊賀市議会における取組事例

今回のヒアリングに合わせて調査した伊賀市議会の議会改革の主な取組状況は、次のとおりです。

< 議会改革にかかる取組経緯 >

伊賀市議会で「議会のあり方検討委員会」を設置（平成 18 年 5 月）

- ・ 市民と「議会のあり方」について意見交換会を開催。56 会場、83 団体、約 500 名が参加（平成 18 年 6～8 月）
 - ・ 議会基本条例案の検討（平成 18 年 9～10 月）
 - ・ 住民説明会の開催（平成 18 年 11 月、6 会場）
 - ・ パブリックコメントの実施 計 85 件（9 名）（平成 18 年 12 月）
 - ・ 議員全員懇談会を計 7 回開催し、議論・修正。（平成 18 年 12 月～平成 19 年 1 月）
- 議会基本条例を制定（平成 19 年 2 月）

市議会としては全国初

< 条例制定後の主な取組（広聴広報関係） >

議会報告会の実施（条例第 7 条）

38 地区（住民自治協議会の単位） 詳細は次ページ参照
出前講座の実施（条例第 13 条）

商工団体、市民団体、地域団体などを対象。

テーマに係る常任委員会が対応し、意見交換も行う。

政策討論会の開催（条例第 12 条）

「幼・保の統合及び民営化」「駅前再開発」「新庁舎建設」

「新型インフルエンザ」「救急医療問題」 など

一問一答方式の導入、反問権の付与（条例第 8 条）

当局の政策に対する論点形成の明確化の要請（条例第 9 条）

議員の表決態度の公表（条例第 18 条）

< 議会報告会の概要 >

制度導入の背景

- ・都市内分権の仕組みとして、276 自治会から 38 ブロックの住民自治協議会へ身近なまちづくりの場が移行し、行政への民意反映システムができた。
この結果、議会は地域から解消され、これまでの地域の利益代表という役割から、市全体で議会として活動する必要が生じたため、議会報告会を開催している。
- ・議員は一部団体及び地域の代表でなく、市民全体の代表であるとの自覚と市民の意識の変革、さらに市民への情報提供、説明責任を積極的に推し進める必要がある。
- ・議員は市民から白紙委任されているわけではないため、常に市民の声を聞く必要がある。

制度の根拠、位置付け

伊賀市議会基本条例第 7 条

市民との情報共有及び意見交換の場	市民の議会・市政への参画の場
市政への民意反映の場	意思決定機関としての説明責任の場
二代表制の一翼である議会を再認識してもらう場	

実施方法

実施地域 住民自治協議会の 38 地区（概ね小学校単位）

実施時期 定例会後、概ね 1 ヶ月以内に開催し、1 協議会につき年 1 回、2 時間程度

報告内容 議会の活動状況、予算等の審議状況 など

報告体制 議員 4～5 名×6 班（期別に配慮し会派代表者会議で決定）

地区ごとで検討する課題テーマは、班ごとの議論で整理する。

実施報告 各班の代表者が終了後に議長へ文書により報告し、ホームページに掲載

意見の取扱 市行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長で取りまとめ、市長へ文書等で報告。後日、市長から議長へ報告(回答)し ホームページに掲載

留意点等 申合せで個人的な見解はできるだけ差し控えるようにしている。

参加住民が意見を述べるフリートークを求める傾向がある。

成 果

- ・3 年目を経過し計 100 回を超えた。当初は行政への要求・要望が多かったが、今では民意を把握できる絶好の機会になっている。
- ・議会の役割も徐々に理解してもらえ、報告会は市民の評価を受けていると感じられる。
- ・議会報告会の取組により、議会と住民との距離が近くなった。
- ・住民の意識が、議会は市全体のことをするものだとして認識するようになった。より良い議員を選出する必要性を感じているようである。

課 題

- ・参加する市民が、各地域の役員などに固定化されるところも多くある。
- ・班編成や訪問地区が変わるため、以前出された議論などの情報を引継ぐ必要がある。

(3) 四日市市議会における取組事例

平成 22 年 1 月に県議会事務局が調査した四日市市議会の主な議会改革の取組状況は、次のとおりです。

< 議会改革にかかる取組経緯 >

- 「市政活性化推進等議員懇談会」を設置（平成 12 年 8 月、全議員で構成）
 - ・議会のチェック機能の強化・見直しについて協議（平成 12 年 10 月～平成 13 年 2 月）
 - ・自治基本条例について協議（平成 15 年 11 月～平成 16 年 2 月） など
- 自治基本条例を制定（平成 17 年 1 月） 議員提出条例

< 市議会モニター >

議長からの提案を議会で協議し、平成 16 年 11 月 1 日から施行。

定員は 50 人程度で、選考方法は以下のとおり。任期 1 年、再任 1 回のみ可。

24 地区の地区市民センターの館長（市の次課長級職員）の推薦により、18 歳以上の市民から人口に応じ、1 万人未満の場合は 1 名、1 万人以上の場合は 2 名（男女各 1 人）

四日市大学学生 5 名程度

- ・平成 21 年度 - 男性 25 名、女性 17 名、計 42 名
- ・前年度からの継続者は 23 人

市議会広報広聴委員会の委員と年間 1～3 回、意見交換会を実施。

H19～20 は 3 グループに分けて 4 常任委員会委員と意見交換を実施。

モニターからの提案が議会改革に繋がった事例

- ・インターネット録画配信の実施、本会議場の配席図の改善、傍聴者への資料配付など

< シティ・ミーティング >

議長からの提案により平成 18 年 11 月、市民の意見を聴く場として開催。

平成 18 年度 - 共通テーマ「防災対策」、休日に開催。

- ・北部 - 「子どもたちの安全安心」、市民 90 人、議員 10 人
- ・中部 - 「中核市への移行」、市民 30 人、議員 11 人
- ・南部 - 「高齢社会とまちづくり」、市民 36 人、議員 17 人

平成 19 年度 - 「議会・市政に関して思うこと」、四日市大学等の学生 40 人を対象。

参加議員 16 人（広報広聴委員、正副議長、常任委員長等）

平成 20 年度 - 2 部制で実施。参加議員 17 人。

- ・第 1 部 - 「高校生にとって四日市市はどんな街ですか」、「夢～四日市市をこんな街にしていきたい」、専門高等学校生徒 23 人を対象。
- ・第 2 部 - 「産業の活性化に向けて」、商工会議所会員 12 人を対象。

平成 21 年度 - 2 部制で実施。参加議員 18 人。

- ・第 1 部 - 「議員・市議会に対して期待すること」、青年会議所会員 24 人を対象。
- ・第 2 部 - 「高校生にとって四日市はどのようなまちですか、将来どのようなまちにしていきたいですか」、普通科高校の生徒 22 人を対象。

2 . 三重県議会における広聴広報の取組状況

検討組織

広聴広報会議（全5会派10議員により構成、座長：副議長）

広報関係

(1)みえ県議会だより（全戸配付）

年6回発行（4頁2回・8頁4回）

(2)テレビ広報（地上波：三重テレビ放送）

代表・一般質問の実況中継、予算決算常任委員会総括質疑の実況中継、議会ハイライト

(3)インターネット中継（<http://www.pref.mie.jp/GIKAI/>）

議事堂内のすべての本会議、委員会（正副委員長互選を除く）、全員協議会を生・録画中継

(4)ホームページ（<http://www.pref.mie.jp/KENGIKAI/>）

本会議・委員会の会議録、委員会資料、議会改革の取組など様々な情報を掲載

(5)新聞広報

（1）定例会日程等広告「広報みえ」（9月中旬）... 6紙5段

（2）三重県議会特集（8月、1月）...伊勢新聞4頁別冊

(6)議会出前講座

県内学校で議員(2名)が議会のしくみや役割について講義(H19-11校、H20-5校)

(7)その他

議長定例記者会見(インターネットで中継)...毎月1回

冊子、パンフ等の作成(児童向け、議会概要、議会改革など)

いってみよう県議会(A3判チラシ)...2か月分の議会会議予定を公的施設等に掲示

「編集アドバイザー制度」の導入...情報伝達コンサルタントの専門性を活用

広聴関係

(1)政策提案の募集...三重県議会ホームページで随時受付(H19-1件、H20-1件)

(2)「みえ県議会だより(7月号)」による提案・意見募集(返信ハガキを刷込み)

特別委員会で議論されているテーマなどで意見を募集...H19-152通、H20-161通

3. 地方自治関係について県と市町が連携する組織の概要

(1) 三重県自治体代表者会議(平成16年11月9日設置)

目的 地方自治に関する諸課題に一致対応し、機動的かつ速やかに行動する。

構成 県知事、県議会議長、市長会会長、市議会議長会会長
町長会会長、町議会議長会会長 議長 議長代行

事務局 県政策部企画室

実績 H16 - 三位一体改革に関する緊急決議
H17 - 真の地方分権改革の実現に向けた緊急声明
国庫補助負担金等の改革についての緊急声明
H18 - 今後の地方分権改革についての緊急提言
今後の地方分権改革の推進についての共同声明

(2) 三重県地方分権推進連盟(平成16年11月25日設置)

目的 当面する三位一体改革を実現し、地方分権を推進するため、臨時に結成。

構成 県議会議長、市議会議長会会長、町議会議長会会長
県知事、市長会会長、町長会会長 会長 副会長

事務局 県議会事務局

実績 H17 - 真の地方分権改革の実現に向けた緊急声明
国庫補助負担金等の改革についての緊急声明
H18 - 今後の地方分権改革についての緊急提言
今後の地方分権改革の推進についての共同声明

(3) 北勢地域自治体議員協議会

組織

設立 平成17年2月4日

構成 北勢地域から選出されている県議会議員及び市町議会議員

役員 代表1(県議会議員)、幹事長1(県議会議員)、幹事10(市町議会議員)
事務局(県議会議員)

総会

平成17年2月4日 設立総会

平成21年11月16日 *講演会「道州制の今後の展望と課題」を兼ねる

幹事会

第1回 平成17年8月25日 講演会「北勢地域のモノづくり」

第2回 平成18年6月13日 会運営を協議

第3回 平成21年6月9日 会運営を協議

研修会

第1回 平成17年8月3日 「モノづくり講演」

第2回 平成18年3月27日 「ヨーロッパの環境対策の現状と課題」

第3回 平成20年7月3日 「EM技術による地域づくり・環境保全活動」

(4) 県と市町の地域づくり連携・協働協議会（平成15年度設置）

目的 県と市町が連携を強化し、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現を目指す。

構成 県知事、市長会会長、町長会会長、県副知事
14市長、15町長、県部局長・センター所長等 会長 副会長

会議 1.全体会議

1)総会（県二役、市町長、各部局長）

- ・連携・協働、役割分担のあり方対応策の承認
- ・地域主権社会の実現に向けた連携・協働に関する意見交換
- ・検討会議での検討指示

2)調整会議（県各部局主管室長、市町企画担当課長、県民センター室長）

- ・地域づくりに関する各種協議
- ・検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整

3)検討会議（県関係室、市町関係課）

- ・全県的な課題に関する取組

2.地域会議

1)トップ会議（知事、関係県民センター所長、関係市町長）

- ・パートナーシップの構築や相互理解の促進
- ・地域における連携・協働に関する意見交換

2)調整会議（県民センター所長・担当室長、市町関係部課長）

- ・県民センター単位等での地域づくりに関する各種協議
- ・検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整

3)検討会議（関係県民センター担当室等、関係市町関係課）

- ・9県民センターにおける地域課題への取組

事務局 県政策部市町行財政室、市長会、町長会

実績 H15～年2回総会

これまでに、権限移譲の協議や個別テーマの共同調査研究などを多数実施。

4 . 県議会と市町議会の交流・連携の取組事例

今回の調査を通じて把握した、県議会と市町議会の交流・連携の取組事例は、次のとおりです。

(1)北勢地域

三重郡議会議長会 - 毎年 8 月、各町議会正副議長、地元選出県議会議員、県執行機関が集まり、地域課題について意見交換を実施。

(2)伊賀地域

過去に市民団体主催による「県議会議員と語る会」が 3 回開催（H11、H12、H15）され、伊賀地域の広域的な課題について、地元選出県議会議員と市町村議会議員及び市民が意見交換を実施。現在、定例的なものはなし。

(3)伊勢志摩地域

伊勢志摩の広域圏（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町）で、市町議会議長と地元選出県議会議員が、年 1 回懇談会を実施。

(4)東紀州地域

紀北地区議会交流会 - 平成 22 年 2 月 12 日、尾鷲市議会と紀北町議会が地元選出県議会議員を交えて交流会を実施。今後、それぞれの市町議会でテーマを協議し、年数回開く方針。